

宮崎市通いの場創出事業実施要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、一般介護予防事業（介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の4第1項第2号に掲げる事業をいう。）として、通いの場がない地域に、住民主体の通いの場を戦略的に創出していくことを目的に実施する「宮崎市通いの場創出事業」について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「通いの場」とは、運営主体が住民であり、月1回以上趣味や体操等の活動をする場のことをいう。
- (2) 「介護予防」とは、要介護状態の発生をできる限り防ぐ（遅らせる）こと又は要介護状態にあってもその悪化をできる限り防ぐこと若しくは軽減を目指すことをいう。
- (3) 「健幸アップ体験教室」（以下、「体験教室」という）とは、市が主催で実施する、短期間の介護予防体験教室のことをいう。
- (4) 「協定先事業者」とは、本事業を実施するにあたり、協力する相手方として、事前に市が協定を締結した民間事業者等やNPO法人等の団体をいう。
- (5) 「健幸アップ倶楽部」とは、第3号に定める体験教室に参加した者を含む概ね10名以上の地域の高齢者で構成される団体で、月2回以上継続して主体的に介護予防に取り組む団体のことをいう。
- (6) 「自主活動」とは、前号に定める団体が主体的に取り組む、運動を主とした介護予防に関する活動のことをいう。

(事業内容)

第3条 市が実施する内容は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 体験教室の開催及び新規団体の立ち上げに関すること
- (2) 健幸アップ倶楽部立ち上げ時の補助に関すること
- (3) 自主活動継続の支援に関すること

第2章 体験教室の開催と健幸アップ倶楽部の立ち上げ

(実施主体)

第4条 体験教室は市が主催するものとする。

2 市は、第7条に定める実施内容について、その一部を協定先事業者の人材及び健幸運動指導員を派遣して実施することができる。

(対象者)

第5条 体験教室の対象者は、宮崎市内に住所を有する概ね65歳以上の高齢者のうち、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 介護予防に取り組む意欲がある者
- (2) 実施場所まで自分で通うことができる者
- (3) 体験教室終了後も、原則として同じ場所で、継続して自主活動に取り組むことができる者

(実施場所の選定及び費用負担)

第6条 体験教室の実施場所は次の各号に掲げるもののうちいずれかとし、地域包括支援センター、地域自治区事務所及び生活支援コーディネーター等の意見を参考に市が選定する。

- (1) 公立公民館、老人福祉センター等の公共施設
- (2) 自治公民館等
- (3) 所有者の承諾を得た民間施設等
- (4) その他、市長が認めた場所

2 前項に定める実施場所の会場使用料が発生する場合、体験教室の開催期間中に限り、予算の範囲内において市が負担する。

(実施内容)

第7条 体験教室では、参加者同士の交流を深めながら、運動・口腔・栄養・認知症予防の複合的な介護予防の体験の場となるよう、次の各号に掲げる内容を、原則として週1回、全12回のカリキュラムで実施する。

- (1) 交流を促進するための地域回想法
- (2) 協定先事業者及び健幸運動指導員による運動
- (3) 専門職の監修した内容に基づく、口腔・栄養等についての普及啓発
- (4) 認知症予防トレーニング
- (5) 体験教室終了後の健幸アップ倶楽部の立ち上げ及び自主活動についての話し合い

(健康アップ倶楽部)

第8条 前条第5号に掲げる話し合いにおいて、健幸アップ倶楽部を立ち上げることとなった場合は、参加者の代表者が団体概要（様式第1号）を作成し、速やかに市に提出することとする。

(健康アップ倶楽部の役割)

第9条 健幸アップ倶楽部は、地域の高齢者の参加を随時受け入れるものとし、地域の通いの場としての役割を担う。

(講師の派遣)

第10条 市は、第7条に定める内容を実施するにあたり、次の各号に掲げる者のいずれかを講師として派遣する。

(1) 協定先事業者に所属する者のうち、本事業についての研修を受講した者及びその補助者、各1名

(2) みんなで体操みんなで健康事業実施要綱第3章に定める宮崎市健幸運動指導員のうち本事業についての研修を受講した者、及びその補助者として市が認めた者、各1名

2 前項に定める講師の派遣回数は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 前項第1号に定める者・・・8回

(2) 前項第2号に定める者・・・4回

(謝礼金の支払い)

第11条 市は、前条に規定する講師の派遣を行った場合、別表に掲げる謝礼金を支払うものとする。

第3章 健幸アップ倶楽部立ち上げ時の補助

(健幸アップ倶楽部への補助)

第12条 市は、予算の範囲内において、健幸アップ倶楽部が自主活動を開始するにあたり、宮崎市健幸アップ倶楽部立ち上げ補助金(以下、「補助金」という)を交付することができる。

2 補助金の交付については、宮崎市補助金等交付規則(昭和50年規則第19号)に定めるもののほか、本要綱に必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第13条 補助金の対象者は、健幸アップ倶楽部のうち、次年度以降も継続して自主活動に取り組む見込みのあるものとする。

(補助対象経費)

第14条 補助金の対象となる経費は、動画や音声を視聴再生するための機器購入費用の全部または一部とする。ただし、同種の機器を複数個購入する場合、補助の対象となるのは一個のみとする。

2 前項に定める、補助金で購入した機器については、申請する健康アップ倶楽部が使用するものとし、注意をもって管理するものとする。

(補助金の額)

第15条 補助金の額は、1申請者あたり3万5千円を上限とする。

(補助申請期間)

第16条 補助金の申請期間は、体験教室開始日から終了日以降3か月を経過する日までとする。

- 2 前項の規定に関わらず、当該年度の交付決定額が予算額に達した場合は、その時点をもって申請期間を終了する。
- 3 前項に規定する申請期間の終了につき、当該年度中に補助金の申請をすることができなかつた健幸アップ倶楽部については、翌年度の予算の範囲内において、翌年度4月1日から6月末日までの期間に申請できるものとする。

(交付申請)

第17条 健幸アップ倶楽部が補助金の交付申請をしようとするときは、宮崎市健幸アップ倶楽部立ち上げ補助金交付申請書(様式第2号)に次の各号に掲げる書類を添え、市長に提出するものとする。

- (1) 収支予算書(様式3号)
- (2) 健幸アップ倶楽部団体名簿(様式第4号)
- (3) 保管に関する承諾書(様式第5号)
- (4) その他市長が必要と認めるもの

(交付決定及び通知)

第18条 市長は、前条に定める申請があつたときは、補助金の交付の適否、補助金の額および付すべき条件について決定するものとする。

- 2 市長は、補助金の交付を決定したときは、宮崎市健幸アップ倶楽部立ち上げ補助金交付決定通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする

(交付の取消及び補助金の返還)

第19条 市長は、この補助金を受ける健幸アップ倶楽部が交付決定の際に付した条件に違反した場合または不正の手段により補助金の交付決定を受けた場合は、交付決定を取り消すものとする。

- 2 市長は、補助金の交付決定を取り消すときは、宮崎市健幸アップ倶楽部立ち上げ補助金交付決定取消通知書(様式第7号)により申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、第1項または第2項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、既に交付した補助金の全部または一部を返還させることができる。

(実績報告)

第20条 この補助金を受ける健幸アップ倶楽部は、補助事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過する日までに、宮崎市健幸アップ倶楽部立ち上げ補助金実績報告書(様式第8号)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書(様式第9号)
- (2) 領収証の写し

(交付確定及び通知)

第21条 市長は、前条に定める実績報告を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、宮崎市健幸アップ倶楽部立ち上げ補助金交付確定通知書(様式第10号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第22条 前条に定める通知を受けた健幸アップ倶楽部は、宮崎市健幸アップ倶楽部立ち上げ補助金支払い請求書(様式第11号)により請求するものとする。

(交付方法)

第23条 補助金は、第21条の規定により確定した額を前条に定める請求後に交付するものとする。

(補助金の流用の禁止)

第24条 補助金を本事業以外の事業等の経費の一部として使用することはできないものとする。

第4章 自主活動継続の支援

(実施内容)

第25条 市は、健幸アップ倶楽部に対して、自主活動を継続できるよう、次の各号に掲げる内容を実施する。

- (1) 宮崎いきいき健幸体操DVD及び同CD(以下「DVDおよびCD」という)の配付
- (2) 脳トレプリントの配付
- (3) 健幸運動指導員の派遣
- (4) 協定先事業所活用の推進
- (5) 新規参加者に対する健幸アップ倶楽部の活動紹介

(DVD及びCDの配付)

第26条 前条第1号に掲げるDVD及びCDの配付については、1グループ当たり一式限りとする。

(健幸運動指導員の派遣)

第27条 第25条第3号に掲げる健幸運動指導員の派遣については、月1回を上限とする。ただし、やむを得ない事情により開催できず、翌月以降に振り返る場合はこの限りではない。

(協定先事業所活用の推進)

第28条 第25条第4号に掲げる協定先事業所活用の推進については、市が「協定先事業所活用の手引き」を作成し(以下、「手引き」という)、健幸アップ倶楽部に配付する。

- 2 健幸アップ倶楽部は、協定先事業所を活用する場合は、直接協定先事業所に依頼する。
- 3 健幸アップ倶楽部が協定先事業所へ支払う謝礼金の額は、参加者1人当たりの金額として事前に市の承認を得た額とし、手引きに記載する。
- 4 前項に定める謝礼金については、協定先事業所が参加者から直接徴収することとする。
- 5 協定先事業所は、前項に定める謝礼金以外の金品を、参加者から徴収しないこととする。

(健幸アップ倶楽部の紹介)

第29条 市は、健幸アップ倶楽部の一覧表を作成し、市民や地域包括支援センター等の関係機関に情報提供する。

別表(第11条関係)

講師	謝礼金の額
第10第1項第1号に定める者	1時間につき3,000円
第10第1項第2号に定める者のうち健幸運動指導員	1派遣につき3,500円
第10第1項第2号に定める者のうち補助者	1派遣につき2,000円

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第8条関係）

健幸アップ倶楽部団体概要

年 月 日

地区名（ ）地区

団体名（ ）

私たちは、宮崎市健幸アップ体験教室終了後も、健幸アップ倶楽部として、次のとおり自主活動を継続することを報告します。

1. 団体発足のきっかけとなった健幸アップ体験教室
開催場所（ ） 開催期間（ 年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ）
2. 自主活動の拠点
活動拠点（施設名： ） （所在地： ）
3. 今後の活動頻度と曜日
月（ ）回 第（ ）・（ ）曜日
4. 代表者名と連絡先
氏名（ ） 住所（ ） 電話（ ）
5. 会費
1人（ ）円 / （ひと月・か月・年）
6. 今後の活動の具体的内容
7. 補足事項

様式第2号（第17条関係）

宮崎市健幸アップ倶楽部立ち上げ補助金交付申請書

年 月 日

宮崎市長殿

地区名

団体名

住所

代表者

印

宮崎市健幸アップ倶楽部立ち上げ補助金の交付を受けたいので、宮崎市通いの場創出事業実施要綱第17条の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、次年度以降も活動を継続する予定であることを申し添えます。

記

1 交付申請額 金 円

- 2 添付書類
- (1) 収支予算書（様式第3号）
 - (2) 団体名簿（様式第4号）
 - (3) 保管に関する承諾書（様式第5号）
 - (4) その他、市長が必要と認めるもの

収 支 予 算 書

地区名（ ）地区

団体名（ ）

1 収入の部

科 目	金 額	備 考
補助金	円	
	円	
合 計	円	

2 支出の部

科 目	金 額	備 考
機器購入費	円	
その他		
合 計	円	

健幸アップ倶楽部団体名簿

年 月 日

地区名（ ）地区

団体名（ ）

No.	氏名	住所	生年月日
1			年 月 日
2			年 月 日
3			年 月 日
4			年 月 日
5			年 月 日
6			年 月 日
7			年 月 日
8			年 月 日
9			年 月 日
10			年 月 日
11			年 月 日
12			年 月 日
13			年 月 日
14			年 月 日
15			年 月 日

※氏名（太枠内）は自署で記入してください。

宮崎市健幸アップ倶楽部立ち上げ補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

殿

宮崎市長

年 月 日付で交付申請のあった宮崎市健幸アップ倶楽部立ち上げ補助金については、下記のとおり交付することに決定しましたので、宮崎市通いの場創出事業実施要綱第18条の規定により通知します。

1 補助金の額 金 円

2 補助金の交付の条件

- (1) この補助金の使途、その他について不相当と認めるときは、決定の取り消し、または交付した補助金の全部または一部の返還を求めることがある。
- (2) その他の条件

様式第7号（第19条関係）

宮崎市健幸アップ倶楽部立ち上げ補助金交付決定取消通知書

第 号
年 月 日

殿

宮崎市長

年 月 日付で交付申請のあった宮崎市健幸アップ倶楽部立ち上げ補助金については、これを取り消しましたので、宮崎市通いの場創出事業実施要綱第19条第2項の規定により通知します。

様式第8号（第20条関係）

宮崎市健幸アップ倶楽部立ち上げ補助金実績報告書

年 月 日

宮崎市長殿

地区名

団体名

住所

代表者

印

年 月 日付 第 号で交付決定を受けた補助事業を完了したので、宮崎市通いの場創出事業実施要綱第20条の規定により報告します。

記

添付書類 (1) 収支決算書（様式第9号）
(2) 領収証の写し

収 支 決 算 書

地区名（ ）地区

団体名（ ）

1 収入の部

科 目	金 額	備 考
補助金	円	
	円	
合 計	円	

2 支出の部

科 目	金 額	備 考
機器購入費	円	
その他		
合 計	円	

宮崎市健幸アップ倶楽部立ち上げ補助金交付確定通知書

第 号
年 月 日

殿

宮崎市長

年 月 日付で報告のあった宮崎市健幸アップ倶楽部立ち上げ補助金については、下記のとおり交付額を確定しましたので、宮崎市通いの場創出事業実施要綱第21条の規定により通知します。

- | | | | |
|---|-------|---|---|
| 1 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 交付確定額 | 金 | 円 |

様式 11号 (第22条関係)

宮崎市健幸アップ倶楽部立ち上げ補助金支払い請求書

年 月 日

宮崎市長 殿

地区名

団体名

住所

代表者

㊞

年 月 日付、第 号で交付決定のあった宮崎市健幸アップ倶楽部立ち上げ補助金について、下記のとおり請求します。

1 請求額 金 円

2 振込先口座 (下記 ・ 委任状あり)

金融機関名	() 銀行・金庫・組合 () 本店・支店・出張所
預金種別	普通 ・ 当座
口座番号 (右詰)	
口座名義	ﾌﾘｶﾞｯ